

平成30年3月14日規程第9号

独立行政法人国立病院機構臨床研究審査委員会設置規程

(目的)

第1条 臨床研究法（平成29年法律第16号。以下「法」という。）における特定臨床研究および臨床研究の実施を推進するため、法第23条第1項に基づき、独立行政法人国立病院機構本部（以下「本部」という。）並びに東京医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター及び九州医療センター（以下「設置施設」という。）に独立行政法人国立病院機構臨床研究審査委員会（以下「臨床研究審査委員会」という。）を設置する。

(委員会の名称)

第2条 本部及び各設置施設の臨床研究審査委員会の名称は次の各号とする。

- 一 独立行政法人国立病院機構本部臨床研究審査委員会
- 二 独立行政法人国立病院機構東京医療センター臨床研究審査委員会
- 三 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター臨床研究審査委員会
- 四 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター臨床研究審査委員会
- 五 独立行政法人国立病院機構九州医療センター臨床研究審査委員会

(厚生労働大臣の認定)

第3条 理事長は、臨床研究審査委員会の設置にあたっては、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(組織)

第4条 臨床研究審査委員会は、法第23条第4項の要件を満たす者で構成する。

- 2 本部の臨床研究審査委員会の委員は理事長が、各設置施設の臨床研究審査委員会の委員は各設置施設の病院長（以下「各病院長」という。）が委嘱し、又は任命する。

(運営等)

第5条 本部の臨床研究審査委員会の運営等については理事長、各設置施設の臨床研究審査委員会の運営等については各病院長が別に定めるところにより行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は理事長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成30年3月14日から施行する。